

## 資料 2－4

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正  
試案」についての環境省からの回答

平成24年4月27日

内閣府 地域主権戦略室 御中

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）  
に対する当省意見

環境省

平成24年4月13日付で照会のありました標記について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 個別の事務・権限の移譲を検討する前提として、特例制度の基本構成案が政府内で合意されるとともに、各項目の更なる具体化を図る必要がある。
2. 1月27日付け当省回答において移譲の例外とすべきとした事務・権限について、「当てはめ修正試案」では「地方側の理解が十分に得られた場合には「移譲の例外」となることも考えられる。」とあるが、いずれにせよ当省としては前回回答を変更することは困難である。
3. 国の関与については、4月18日付け当省質問に対する同日付け貴室回答において「『当てはめ案』の照会にて、同様の事務を行っている他省から、特に必要があるので『指示』を許容すべきとの修正意見があったことを受けて、整理を行っている。」とあるが、整理の考え方が十分示されていない。  
かかる状況において、当省としても「当てはめ修正試案」の内容に沿つて改めて指示の必要性を検討した結果を様式1のとおり提出するので、反映されたい。
4. 移譲する事務・権限が法定受託事務として整理され、また、並行権限行使や指示、事後報告等の国の関与が認められるためには総務省との協議が別途必要であるが、協議スケジュールを早期に示すべき。また、協議の際には、貴室にも立ち会っていただきたい。

2-8 法令名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成24年法75)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		大臣の執行権限保有の長への委任根拠	大臣の執行権限保有の区分(マルクマール)	大臣並行権限	國の関与(マルクマール)	
42①②	生息地等保護区生物保護区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徵収 法55規則43X VI	—	—	—	—	例外

事務	事務の区分(マルクマール)	権限移譲後		備考
		大臣並行権限	國の関与(マルクマール)	
				例外

## 2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			
		事務の区分 (マルクマール)	大臣並行権限	國の関与 (マルクマール)	國の関与 (マルクマール)
<15⑤>	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があつた場合の告示に關する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定※ 法15の4の4の4③において準用	法24の5 規則20 V ただし書	—	—	—
19の6① ※ ②	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行つた事場合等における当該産業廃棄物を輸入排出した事業者等に対する措置命令	法24の5 規則20 X II ただし書	法定 (8)	法19の6① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)

事務	権限移譲後				備考
	事務の区分 (マルクマール)	大臣並行権限	國の関与 (マルクマール)	國の関与 (マルクマール)	
事務	法定	○	事後報告	例外	



個表番号：2-1

法令名：愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(H20法83)

条項	事務内容	権限移譲後					
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収					指示 事後報告	当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行いう観点から、大臣の指示を認めることが必要。
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等					指示 事後報告	当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行いう観点から、大臣の指示を認めることが必要。

## 個表番号：2－2 法令名：土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	権限移譲後					
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か) 事務の区分	修正の理由 修正の理由	大臣の並行権限の行使 有無	国との関与 修正の理由	国との関与 修正の理由	その他
42	指定調査機関に対する指定の取消し		○	環境大臣による第42条に基づく指定の取消しができなければ、特に緊急の場合において、不適正な土壤汚染状況調査等が実施される可能性能があり、ひいては人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。また、現在も、同項に基づく指定の取消しの事務についてには、大臣の執行権が留保されている(省令第27条)。			
54⑤	指定調査機関等に対する報告微収及び立入検査				当該事業の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。また、指定調査機関による調査等が適切に実施されない場合には、その被害は一の地域に限られることがなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  指示 事後報告		
54①	土壤汚染対策状況調査に係る土地の所有者等に係る報告微収又は立入検査				法に基づく必要な措置等が適切に実施されない場合には、その被害は一の地域に限られることなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  指示 事後報告		

## 個表番号：2-3

## 法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)	法定	これまでの整理に合わせて修正		備考:一部例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)	法定	これまでの整理に合わせて修正		備考:一部例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外	法定	これまでの整理に合わせて修正		備考:一部例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)

## 個表番号：2-3

## 法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由
9⑧⑨⑪	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理 ※国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)	法定	これまでの整理に合わせて修正		備考:一部例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理 ※国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)	法定	これまでの整理に合わせて修正		備考:一部例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し ※国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外 (修正理由:これまでの整理に合わせて修正)	法定	これまでの整理に合わせて修正		指示事後報告 これまでの整理に合わせて修正
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告収取 ※国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外				指示事後報告 捕獲対象種には、国際的、全国的に希少な種も含まれており、これらの種の確実な保護の観点から、大臣の指示を認めることが必要。

個表番号：2—4

法令名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（H13法65）

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
17 事業者等への報告の徵収				指示 事後報告	事業者等が法に反する行為を行った場合のように、国民の生命、健康、安全に直接関係する生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることから、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」のマルクマール(j)により、国に指示の関与を認めることが適当である。
18① 事業者等への立入検査				指示 事後報告	

個表番号：2-5 法令名：ダイオキシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国の関与	その他
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由
34① 特定施設設置者への報告 徴収、立入検査				に基づく規制等が遵守されない場合に、その被害は一の地域に限られることなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  <b>指示</b> 事後報告	

## 個表番号：2-6

法令名：特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

条項	事務内容	権限移譲後				その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由	
	事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徵収、立入検査				法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることなく生じるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  指示 事後報告	

個表番号：2-10 法令名：瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	権限移譲後				
		事務の区分(法定受託事務か自治事務)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由	その他
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由	その他
12〇62 指定物質排出者に対する報告微収					法に基づく必要な措置等が適切に実施されない場合には、その被害は一の地域に限られることがなく生じるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  指示 事後報告	

個表番号：2-11

法令名：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48法117)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国の関与	修正の理由
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徵収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)			指示 事後報告	当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行いう観点から、大臣の指示を認めることが必要。
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等			指示 事後報告	当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行いう観点から、大臣の指示を認めることが必要。

個表番号：2—13 法令名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	その他
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
18② 再生利用認定業者等に対する報告徴収				環境大臣の認定を受けた業者が法令に違反し不適正処理を行った場合には、国民の生命、健康、安全に直接関係する生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることから、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」の「メルクマール(Ⅰ)により、国に指示の関与を認めることが適当である。	環境大臣の認定を受けた業者が法令に違反し不適正処理を行った場合には、国民の生命、健康、安全に直接関係する生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることから、「地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)」の「メルクマール(Ⅰ)により、国に指示の関与を認めることが適当である。
19② 再生利用認定業者等に対する立入検査					
24の3① 緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査					

## 個表番号：2-14 法令名：水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	権限移譲後					
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与	
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定する事業場の設置者等に対する報告微収又は立入検査					指示 事後報告	法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。
22②	指定地域における報告微収					指示 事後報告	法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。

個表番号：2—15 法令名：農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（S45法139）

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国の関与	その他
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
13① 農用地への立入、調査				農用地の土壤の汚染等により人の健康をそこなうおそれがある農畜産物の流通等が生じた場合には、その被害は一の地域に限られることなく生じるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  指示 事後報告	

個表番号：2-16 法令名：大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務が自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	その他
	事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徵収又は立入検査			法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることがなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。  ■ 指示 ■ 事後報告	

個表番号: 2-19

法令名: 農業取締法(S23法82)

条項	事務内容	権限移譲後					
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与	
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由		その他
13①	農薬製造者等に対する報告、農業徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)				当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。また、法には、その被害は一の地域に限られることがなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。		
13③	農薬製造者等に対する報告、農業徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)			当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。また、法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることがなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。		当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。また、法に基づく規制等が遵守されない場合には、その被害は一の地域に限られることがなく生じうるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。	

個表番号：3-3

## 法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	修正の理由
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
6② 飼養等許可者に対する許可の取消し		○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第36条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。		
10① 飼養等許可者に対する立入検査報告徵収又は立入検査報告徵収				指示 事後報告	外来生物の不適正管理による野外への逸出は、全国的な被害の蔓延のおそれがあるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。
19 国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けた特定外来生物の防除を行なう者に対する報告徵収				指示 事後報告	外来生物の不適正管理による野外への逸出は、全国的な被害の蔓延のおそれがあるため、その防止等の必要性から、大臣の指示を認めることが必要。
20③ 防除が公示された事項に即して行われるべき等に係る認定の取消し		○	移譲後も大臣に残る権限(施行規則第36条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。		

個表番号：3-4

法令名：遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国の関与	修正の理由
事務の区分	修正の理由	国との関与	修正の理由	その他	
30 遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告微収				当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。	指示 事後報告
31① 遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等				当該事務の対象事業者には、全国規模で活動するものが存在するため、法の全国一律な運用を行う観点から、大臣の指示を認めることが必要。	指示 事後報告

## 【様式2】

[用紙番号 環境省ー1]

個表番号	追加①	法 律 名	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23 法 110）
条 項		事務内容	
	16		水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理
	17①、18③		特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定
	18①、②		特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理
	18④		特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査
	31③		除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳の作成及び管理
	31④		除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務
	49②		指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収
	49③		特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収
	49④		除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収
	50②		指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壤等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）
	50③		特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壤等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）
	50④		除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壤等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）においては、国の責務として、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており（法第3条）、また、地方環境事務所が行うことされている第16条の事務等は事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する措置に係る事務であることから、当該事務は国が責任を持って行うべき事務であり、国と異なる主体である広域的実施体制に移譲することは法の趣旨に反する。

なお、法においては、地方公共団体の責務について、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、・・・適切な役割を果たす」とされているところ（法第4条）。

【様式 2】

[用紙番号 環境省—2]

個表番号	追加②	法 律 名	東日本大震災復興特別区域法（H23 法 122）
条 項	49⑤⑥	事務内容	国立公園における許可又は届出に関する事項に 係る協議を受け、同意すること。
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
本規定は、国立公園における許可又は届出に関する特例措置であるため、国立公園と同 様の取扱いとする必要がある。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
1月27日付け環境省回答中「自然公園法」に係る理由と同じ。			